

母子父子寡婦福祉資金管理システム
更新業務委託仕様書

令和6年7月

佐賀県

目 次

1. 業務名.....	1
2. 調達目的.....	1
(1) 調達の背景及び目的.....	1
(2) 期間及ぶ履行場所.....	1
3. 業務内容.....	1
(1) 業務の範囲.....	1
(2) 納品物.....	1
(3) システム構築スケジュール.....	2
4. 調達システムの要件.....	2
(1) 他システムとの連携.....	3
(2) システム構成.....	3
(3) 機能要件.....	3
(4) 画面要件.....	4
(5) 帳票要件.....	5
(6) データ管理要件.....	5
(7) 性能要件.....	5
(8) 情報・セキュリティ要件.....	5
(9) 保守・運用要件.....	6
5. 導入要件.....	7
(1) データ移行要件.....	7
(2) テスト要件.....	7
(3) 教育要件.....	7
(4) プロジェクト計画及び実施.....	8
(5) 打合せの実施.....	8
(6) 作業場所.....	8
6. 特記事項.....	8
(1) 契約条件.....	8
(2) 著作権等.....	8
(3) 契約内容に適合しない場合の責任.....	8
(4) 個人情報等の保護.....	9
(5) 機密保持.....	9

佐賀県母子父子寡婦福祉資金管理システム更新業務仕様書

1. 業務名

佐賀県母子父子寡婦福祉資金管理システム更新業務委託（以下、本業務という）

2. 調達の目的

(1) 調達の背景及び目的

本県で稼働中の「母子父子寡婦福祉資金管理システム」の更新を行うため、全国で導入実績のある汎用的な機能を有したパッケージシステム（以下、本システムという）を導入し、行政事務の安定的かつ効率的な運用を行い、より正確な情報管理に資することを目的とする。

(2) 期間及ぶ履行場所

委託期間：令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

履行場所：佐賀県こども家庭課

3. 業務内容

(1) 業務の範囲

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 本システム及び本システムを稼働させるために必要なソフトウェア等の納入
- ② 本システムのサーバへのインストール・セットアップ及びシステム稼働に必要な情報の初期セットアップ作業
- ③ 既存システムからのデータ移行作業
- ④ 本システムの操作および運用を担当する職員に対するシステムの操作説明
- ⑤ 本県へ導入する本システムの操作マニュアル及び各種ドキュメントの納入
- ⑥ 本システムの構築に伴うプロジェクト管理

(2) 納品物

成果物を以下に示す媒体、形式等にて納入すること。

なお、詳細内容及び個々の提出期限、納入場所については、本県と協議の上決定する。

納入成果物	数量	媒体・形式	備考
システム本体	1 式		
プロジェクト実施計画書	1 部		
基本設計書	1 部		パッケージ部分は除く
カスタマイズ設計書	1 部		
総合テスト計画書	1 部		
システム運用・保守計画書	1 部		
システム操作マニュアル	1 部		

システム運用マニュアル	1部		
その他必要なソフトウェア	1式		
打合せ議事録	1部		
業務完了報告書	1部		

(3) システム構築スケジュール

本システムの構築スケジュールは、下記のとおりとする。

受託事業者は、進捗状況を本県子ども家庭課へ定期的に報告すること。

作業工程	R06										R07			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
要求分析					▶									
基本設計					▶	▶								
詳細設計						▶	▶	▶						
製造							▶	▶	▶	▶				
結合テスト									▶	▶				
総合テスト										▶	▶			
サーバ構築								▶	▶	▶	▶			
データ移行				▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
操作研修											▶	▶		
試行運用											▶	▶		
受入テスト												▶	▶	
本稼働													▶	

4. 調達システムの要件

調達システムの概要

全国で複数の導入実績のあるパッケージシステムに本県にて必要なカスタマイズを行い構築する予定である。

- ① 調達するシステムは、Web型（クライアントに特別なソフトウェアをインストールしない）とする。したがって、クライアントに特別なソフトウェアをインストールするSBC方式は不可とする。
- ② システムを構成するミドルウェアは、特別なライセンスを必要とせず、コスト削減に寄与する実績のあるOSSで構成されていること
- ③ 社会保障・税番号制度に対応済みのパッケージシステムであること。
- ④ 将来的な拡張（拠点やクライアント増設）時には、システムのライセンス費用が追加で発生しないこと。

(1) 他システムとの連携

① 連携システム

統合宛名システム、財務経営システム、電子収納システム

② テスト

連携テスト仕様書に基づき、テストを実施、テスト結果報告書を提出し、本県の承諾を得ること。

(2) システム構成

① ハードウェア

本システムを稼働させるサーバは本県が運用する共通基盤上に構築する。

サーバ	共通基盤
クライアントPC	30台 ※出先事務所5ヶ所及び子ども家庭課
プリンタ	6台 ※出先事務所5ヶ所及び子ども家庭課

② ネットワーク

ア ネットワークは、インターネットと切り離された個人番号利用事務ネットワークを利用する。

イ 本システムで使用する通信プロトコルはTCP/IPとする。

ウ ウィルス定義ファイルの更新についても本県の運用ルールに従い対応すること。

(3) 機能要件

① 業務個別機能

本システム構築にて実現する機能については、別紙「機能要件一覧表」のとおりであり、全ての要件を実現すること。

② その他基本機能

EUC (End User Computing) の対応

- ・ 本システムの利用者が任意のデータ（データベースとして登録されている情報）を任意の条件で抽出できること
- ・ 簡単な操作でデータベースから必要なデータを抽出し、表計算ソフト等で様々な資料・帳票等の作成ができること
- ・ 一度作成した抽出条件は題名・説明を付加して保存し、パラメータの設定を行うことで再利用できること。
- ・ 操作権限に応じて利用可能なデータを制限できること

③ その他

- ・ マルチブラウザに対応していること。

(4) 非機能要件

本システムにおける非機能要件は次のとおり。なお、ハードウェアは共通基盤の非機能要件に準ずるものとなるため、以下には主としてハードウェア以外で求められる要件を記載する。

①信頼性要件

操作端末や管理用端末での操作ミス等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。

複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること。

各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては、負荷分散構成、クラスタ構成等により、信頼性を確保すること。

②セキュリティ要件

佐賀県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに準拠したシステムとし、不正アクセス・コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、安全性・信頼性を確保すること。

③可用性要件

原則として、24 時間 365 日利用可能なシステムとすること。

仮想サーバ基盤は共通基盤の可用性要件に準ずるものとする。(HA [High Availability] クラスタで構成)

④拡張性要件

スケールアウトを前提として、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成とすること。

本システムのサーバは共通基盤の仮想サーバ基盤により提供されるため、必要に応じてサーバの CPU、メモリ、ディスク容量の拡張は可能である。

県の組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるように考慮すること。

技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

⑤運用保守要件

仮想サーバのバックアップは共通基盤から提供されるストレージの機能を用いて実施される。(1日1回、7世代)

本システムのハードウェア部分となる共通基盤の運用保守は、共通基盤の運用保守方針・内容に準じ、基盤管理者及び基盤運用者より提供されるため、受託者はその内容を把握し、本システムの円滑な運用保守の実施に努めること。

現行システムの運用保守業務委託仕様書で定められた非機能要件を継続して満たすこと。

業務の遂行においては、現行システムの運用業務に支障が無いよう細心の注意

を払うこと。

(5) 画面要件

画面については、以下の要件を満たすこと。

- ・ 本システムを、利用者にとって操作しやすく、誤操作を生じにくい画面レイアウト、画面構成とすること。
- ・ 各処理メニューはタブ構成とし、すべての画面から任意の画面に遷移できること。
- ・ システムに入力する項目で必須となる項目については、色付けなどの工夫がなされていること。また、必須項目に不備があった場合は、どの項目の不備なのかを利用者に知らせる機能を持つこと。
- ・ 全ての画面で作業画面の操作ヘルプを別ウィンドウで表示できること。
- ・ システムの文字の大きさや画面配色に工夫して視認性と分かり易さを高めるとともに、身体的事情に配慮すること。

(6) 帳票要件

本システム構築にて実現する帳票については、別紙「帳票要件一覧表」のとおりであり、全ての要件を実現すること。

印刷機能については、以下の要件を満たすこと。

- ・ 印刷を行う際はプレビュー機能を有し、印刷前に画面で確認できること。
- ・ システムから複数の帳票が出力される場合は、個別でも一括でもダウンロードできること。

(7) 性能要件

本システムでは、円滑な業務遂行に必要な性能を有することが求められる。

① 前提条件

データ件数／処理件数：現行システム運用状況を参考にすること

システム利用者数：30名

② オンライン処理性能要件

オンライン処理に関する性能要件について、標準的な作業におけるレスポンス時間（画面でイベントを発生させ、その結果を受け取るまでの時間）は最大3秒以内であること。

ただし、複雑な検索処理等、上記性能の確保が困難と想定される業務・機能についてこの制限を超えるときを本県が認めた場合はこの限りではない。この場合、端末上に処理中であることが判別できるように表示を行うこと。

(8) 情報・セキュリティ要件

本システムは重要な個人情報を扱うため、個人情報保護並びに情報漏洩への対策について格段の配慮を行うこと。

① 識別と認証

- ・ ログオン時にユーザを認証し個人を特定することで、システム等へのアクセ

ス制御を行い、各機能の利用に対する制限を詳細に制御すること。

- ・ タイムアウト値を設定することによって、一定時間処理が発生していないクライアントPCの接続を切断すること。
- ・ 管理者権限としてユーザ管理が適切に行えること。

② データのセキュリティ対策

本システムにおけるデータの保存・管理については、原則として、物理的セキュリティが確保された場所に設置するサーバ上で行うこととし、クライアント側にはデータを保持しないようにする。

(9) 保守・運用要件

① 運用日・運用時間

ア システム運用稼働時間は、計画的停止を除き、原則として月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、システム等を停止する場合には、原則として業務に支障をきたさない休日または平日夜間とする。

イ システム運用を自動運転で行う体制を構築すること。ただし、通常運用時間外でのシステムの稼働を想定し、システム管理者の対応で手動での運転が可能となるようにすること。

② 運用・保守の範囲

ア 利用サポート

電話及びメール等による各種問合せ対応、システム運用開始時及び一括処理や年間イベント処理時等における運用支援等

イ 運用支援

EUC機能を使用したデータ抽出等に伴う運用の支援を行うこと。

ウ 障害発生時等緊急時の対応

障害発生時においては、運用・保守業者が窓口となり一元的に原因を分析し、システム及びサーバ等機器の障害のいずれであるかの切り分けを行うこと。切り分けの結果、システムに起因する障害であった場合、運用・保守業者が、障害復旧に向けた対応をとること。

③ 体制

システムの保守、問合せ窓口を一本化し、総合的な保守体制、運用支援体制をとること。

④ その他

ア システムのバージョンアップ

定期的にシステムのバージョンアップを行い提供すること。その際リリースノートも提供を行い、バージョンアップに伴う変更箇所を明記すること。

イ システムアップロード

緊急にシステムを修正する必要がある場合に、職員が更新ファイル等を

アップロードすることにより対応が可能なシステムとすること。

ウ 障害時の原因究明

障害発生時に、迅速な原因究明のため、障害内容を確認することができる障害原因究明のためのログ抽出 (SQL 等) をシステム管理者で適用できること。なお、SQL 等の作成は保守の範囲で対応すること。

5. 導入要件

(1) データ移行要件

① 移行計画

データ移行にあたっては、事前に「データ移行計画書」を作成し、発注者と十分協議したうえで実施すること。

② 移行対象

既存の母子父子寡婦福祉資金管理システム内データ

③ 移行方法

受託者は移行計画に基づき移行を行うこと。既存のデータ (CSV または txt) 及び説明資料 (データレイアウト、コード表) は本県が受領し、受託者に引き渡す。

④ 仮移行

仮移行用のデータを用いて新システムへ移行すること。

⑤ 本番移行

本番用のデータを用いて新システムへ移行すること。

⑥ 統合宛名システム向け初期データ作成

統合宛名システムより統合宛名番号を発番・付番できるように初期データを整備すること。

⑦ データ確認

取込後のデータ確認は本県及び受託者にて行う。データ移行エラーが発生した場合には、その内容を本県に示し、対応方法を協議し移行を行うこと。

(2) テスト要件

① テスト計画書

システム稼働にかかわるテストの実施方針、実施方法、テスト環境、テストツールを定義し、テスト計画書としてまとめること。

② テスト方法

テスト計画書に基づき、システムが設計仕様を満たしているかどうかの動作確認を含めたテストを行い、その検証結果を取りまとめてテスト結果報告書として報告すること。

(3) 教育要件

① 研修の実施

本システムの導入に際し、次に示す研修を実施すること。

- ・ 操作研修は県内 5ヶ所の保健福祉事務所職員及びこども家庭課職員を対象とし 1 回行うこととする。対象者は 30 名である。

- ・ 会場及び研修用機器については本県にて確保するが、資料については受託者にて用意すること。

② 操作マニュアル

本システムの操作等において、パソコン初心者でもマニュアルを見ながら操作可能な分かりやすい内容とすること。

(4) プロジェクト計画及び実施

本システム事業者は、設計・開発の実施体制と役割、作業内容、作業スケジュールに関する「プロジェクト実施計画書」を作成し、本県の承認を得ること。

(5) 打合せの実施

本県及び本システム事業者の双方が合意した日程で、定期的な打合せを開催すること。

定期打合せの報告事項は下記のとおりとする。

- ・ プロジェクトの進捗状況
- ・ プロジェクトの遂行に是正措置が必要な場合、その措置内容、実施時期、実行計画の回復予定について

課題、問題点等が生じた場合、定期の打合せ以外にも必要に応じて打合せを実施し、早期に解決すること。

(6) 作業場所

本システムの構築における作業場所については、次に示す場所を除いて、受託者の責任において準備すること。なお、本県での作業が必要となる場合は、事前に作業期間や作業場所等の届出を行うこと。

- ・ 本県と実施する各種打合せ場所
- ・ 事前に本県と協議の上、本県の下承を得た作業場所
- ・ 本県が有する本番機器等を用いて作業を行う作業場所

6. 特記事項

(1) 契約条件

請負契約とする。詳細条件については、落札後、協議することとする。

(2) 著作権等

本調達の作業によって、新規に作成された成果物の著作権については、本県に帰属するものとする。

受託者が従前より有していた成果物（従前から有していた成果物を改変したものを含む）の著作権は、受託者に帰属するものとする。

この場合、当該成果物についての使用権は、本県が本システムを使用するために必要な範囲で許諾されることとする。

(3) 契約内容に適合しない場合の責任

本県は受託者の責めに帰すべき事由により委託業務が仕様書に適合していないと認められるときは、受託者に対して相当の期間を定めて補修を請求することができる。この場合において、請求をすることができる期間は、検収後1年以内に

限るものとし、補修にかかる費用は受託者が負担するものとする。ただし、その期間中に初動操作の実施が行えないものについては、正常に稼働するまでとする。

(4) 個人情報等の保護

- ① 個人情報の保護に関する法律、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県契約規則その他関係法令の遵守すること。
- ② 個人情報の流出が起こることの無いよう防止策を講ずること。
- ③ 受託者及び受託業務に従事する者は、業務の履行により直接または間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らすこと及び委託業務の目的以外に使用することはしてはならない。受託業務完了後においても同様とする。
- ④ 業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、一部の業務について再委託する必要があるときは、本県の承諾を受け、本仕様書内容を当該再受託者に遵守させることとし、かつ、再委託の内容、再委託者名、作業従事者等を本県に通知しなければならない。
- ⑤ 本県の貸与したデータ等（媒体は問わない）の管理については万全の措置を講ずるほか、全部または一部を許可なく複写・複製してはならない。なお、滅失、毀損等事故が生じた場合には速やかに本県に報告し、必要な指示を受けなければならない。また、本県が貸与したデータ等については、業務完了後は速やかに本県へ返却するものとし、本県の許可を得て複写・複製したときは、作業終了後直ちにこれを破棄するとともに、本県にその旨を報告しなければならない。

(5) 機密保持

本業務の実施過程で知り得た機密情報、本県が開示した情報、他の担当業者が開示した情報、その他営業機密情報について、知り得た情報、および受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずることとする